東京大学病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１６年　６月２８日
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１８年　３月３０日
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２０年　３月２５日
改正　平成２１年　３月２６日
改正　平成２２年　３月２５日
改正　平成２３年　３月２８日
改正　平成２４年　３月２９日
改正　平成２４年　９月２７日
改正　平成２６年　７月２４日
改正　平成２７年　３月２６日
改正　平成２８年　３月２３日
改正　平成３０年　３月２０日
改正　平成３０年１２月２０日
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　２年　４月３０日
改正　令和　３年　３月１８日
改正　令和　５年　３月２３日
改正　令和　６年　３月２１日
改正　令和　７年　３月２７日
改正　令和　７年　９月２５日
改正　令和　８年　２月２７日
改正　令和　８年　９月１７日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、東京大学病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「短時間勤務有期雇用教職員就業規則」という。）第２条第３項の規定に基づき、東京大学病院（以下「本院」という。）に勤務する特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医（以下「特任臨床医等」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程で特任臨床医とは、１年以内の契約期間を定めて診療に従事する者、専攻研修医とは、臨床研修を修了した者のうち、より専門的な臨床研修等に従事するために雇用する者、病院診療医とは、１年以内の契約期間を定めて診療に従事する者のうち、出産・育児等のために主に日勤の診療に従事する者、臨床研修医とは、医師法第１６条の２第１項又は歯科医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に従事するために雇用する者をいう。

２　特任臨床医等の就業に関する事項については、第２章以下に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

第２章　資格

（資格）

第３条　特任臨床医、専攻研修医及び病院診療医として採用できる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として２年以上経過した者とする。

２　臨床研修医として採用できる者は、医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者とする。

（研修の制限）

第４条　臨床研修医は、医籍登録又は歯科医籍登録が確認されるまでの間は、診療に従事する事はできない。

第３章　労働契約等

（契約期間）

第５条　特任臨床医等の契約期間は、一の会計年度内（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）を限度とする。

２　前項の契約期間が１２月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。

３　前項に定める場合のほか、採用又は契約期間を延長しようとする日において、年齢が満６５歳に達し、かつ、その日以後の最初の３月３１日を超えることとなる場合には、採用又は契約期間の延長をしない。

（契約の更新）

第６条　労働契約の期間満了時に更新することを予定した労働契約を締結する場合の契約の更新は、予算の状況等により行うものとする。

２　前項による更新は、特任臨床医、専攻研修医及び病院診療医は４回（採用した日が会計年度の初日でないときは５回）、かつ、採用した日から起算して５年を限度とし、臨床研修医は１回（採用した日が会計年度の初日でないときは２回）、かつ、採用した日から起算して２年を限度とし、以後更新しない。ただし、契約を更新しようとする日において、年齢が６５歳に達し、かつ、その日以後の最初の３月３１日を超えることとなる場合には、契約の更新をすることができない。

３　前項の臨床研修医のうち、病気その他特別な事情により、臨床研修を修了する事ができなかったと認められた者についてはこの限りでない。

４　第２項により更新した後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも３０日前にその旨予告するものとする。

第４章　勤務時間等

（勤務時間及び休憩時間）

第７条　特任臨床医及び専攻研修医の勤務時間は、１週間当たり３１時間以内、病院診療医の勤務時間は、１週間当たり２４時間以内、臨床研修医の勤務時間は、１週間当たり３８時間４５分とする。

２　特任臨床医、専攻研修医及び臨床研修医の１日の勤務時間は、７時間４５分、病院診療医の１日の勤務時間は、７時間４５分以内とし、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、個別に定める。

３　前項で定めた勤務時間、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、業務上の都合その他やむを得ない事情により変更することがある。

４　特任臨床医等は休憩時間を自由に利用することができる。

（休息時間の確保）

第７条の２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宿日直許可のある宿日直　医療法（昭和２３年７月３０日号外法律第２０５号）第１６条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、労働基準法施行規則（昭和２２年８月３０日号外厚生省令第２３号）第２３条に規定する所轄労働基準監督署長の許可を受けたもの

二　宿日直許可のない宿日直　医療法第１６条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、労働基準法施行規則第２３条に規定する所轄労働基準監督署長の許可を受けていないもの

２　特任臨床医等には、１日の勤務終了後から次の勤務開始までの継続して休息する時間（以下「休息時間」という。）を次の各号に定めるいずれかの方法により確保するものとする。

一　勤務の開始（兼業先の勤務を含み、事前に予定されたものに限る。以下同じ。）から２４時間を経過するまでに、９時間の継続した休息時間（宿日直許可のある宿日直に継続して９時間従事する場合を含む。）を確保すること。

二　勤務の開始から４６時間を経過するまでに、１８時間の継続した休息時間を確保すること（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。

３　前項の規定により確保することとした休息時間（以下「休息予定時間」という。）中、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（以下「緊急の業務」という。）に従事した場合においては、休息予定時間の終了後、当該緊急の業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、当該緊急の業務に従事した時間に相当する時間の休息時間（３０分単位とし、端数は切り上げるものとする。以下「代償休息」という。）を確保するものとする。

４　前項に規定する代償休息は、特任臨床医等の勤務状況に応じて、次の各号に定める順に方法を選択して確保するものとする。

一　緊急の業務に従事した直後の勤務の開始時間を繰り下げることにより、次の勤務開始までに、第２項第１号又は第２号に規定する継続した休息時間を確保すること。

二　所定の勤務時間内に休息時間を確保し、当該時間は勤務したものとみなすこと。

三　第２項第１号又は第２号に規定する時間を超えた休息時間を確保し、当該超えた時間を充当すること。

５　第２項の規定にかかわらず、特任臨床医等が継続してやむを得ず１５時間を超えることが予定された同一の業務に従事する場合において、当該業務に係る時間のうち１５時間を超える時間については、休息予定時間中に緊急の業務に従事した時間とみなし、当該業務に従事させることができる。この場合にあっては、当該業務の終了後次の勤務の開始までの間に、前項第１号又は第２号に規定する方法により代償休息を確保するものとする。

６　特任臨床医等が宿日直許可のある宿日直に従事している間、通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合は、当該宿日直に従事した後、当該業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、負担の程度に応じ、必要な休息時間を確保するよう配慮するものとする。

７　災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、本条に定める休息時間及び代償休息の確保を行わないことができるものとする。

（１ヶ月単位の変形労働時間制）

第８条　特任臨床医等（病院診療医を除く。）の勤務時間は、平成１６年４月１日を含む週の日曜日を起算日とする１ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、４週間を平均して１週３８時間４５分以内とする。

２　各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は、別表第１のとおりとし、各人ごとに定める勤務表に

より各月が始まる７日前までに通知するものとする。
３　休日は、１ヶ月以内の変形労働時間制を適用しない短時間勤務有期雇用教職員と同日数とし、１週間においては少なくとも１日以上とする。
４　業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。
（通常の勤務場所以外での勤務）
第９条　特任臨床医等が勤務時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合においては、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。
２　前項により事業場以外で業務に従事する特任臨床医等には、所定の旅費を支給する。ただし、東京大学病院卒後臨床研修プログラムの一環として長期的に当該業務に従事する臨床研修医には、宿泊を伴う場合の交通費を除き、支給しない。

第５章　給与

（基本給の決定）
第１０条　特任臨床医等の基本給の額は、別に定める。
２　特任臨床医等の基本給の額は、契約期間の途中において改定しない。
（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第１１条　第１２条及び第１４条から第１６条に規定する特任臨床医等（病院診療医を除く。）の勤務１時間当たりの給与額は、前条に定める基本給の額とする。
（給与の減額）
第１２条　削除
（通勤手当）
第１３条　特任臨床医等（契約期間が１月未満の者を除く。）には、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて通勤手当を支給する。
２　前項の規定にかかわらず、第９条第２項但書の業務に従事する場合においては、交通費の支給を受ける場合を除き、通勤手当の支給額の変更はしない。
（住居手当）
第１３条の２　臨床研修医には、東京大学病院教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第２５条の規定に準じて住居手当を支給する。
（超過勤務手当）
第１４条　特任臨床医等には、第１１条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。
（休日出勤手当）
第１５条　特任臨床医等には、第１１条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて休日出勤手当を支給する。
（夜勤手当）
第１６条　特任臨床医等には、第１１条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて夜勤手当を支給する。
（宿・日直手当）
第１７条　特任臨床医等には、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて別に定める宿・日直手当を支給する。
（オンコール手当）

第１７条の２　特任臨床医等には、給与規則第３５条の規定に準じてオンコール手当を支給する。

（麻酔手当）

第１７条の３　麻酔科・痛みセンター所属の特任臨床医、専攻研修医、病院診療医が中央手術室において麻酔業務に従事した場合又は休日若しくは休日以外の日の午後５時から午前９時までの間に開始する無痛分娩における麻酔業務に従事した場合は、別に定める麻酔手当を支給する。

（緊急手術等手当）

第１７条の４　特任臨床医等には、給与規則第３５条の６の規定に準じて緊急手術等手当を支給する。

（緊急コール手当）

第１７条の５　特任臨床医等には、給与規則第３５条の２の規定に準じて緊急コール手当を支給する。

（特殊防疫等作業手当）

第１７条の６　特任臨床医等には、給与規則第３５条の７の規定に準じて特殊防疫等作業手当を支給する。

（期末手当）

第１７条の７　特任臨床医等には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第６５条の規定に準じて短時間期末手当を支給する。

（端数の処理）

第１８条　第１４条から第１６条までの規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当、休日出勤手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（給与の支払）

第１９条　給与の支払については、短時間勤務有期雇用教職員の例に準ずる。

（給与に関する特例）

第２０条　この章に定めるほか、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第１２章の給与に関する規定は、特任臨床医等には適用しない。

附　則

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

２　本規程の施行日に医員等として雇用された者のうち、当該施行日の前々日に日日雇用職員として在職していた者に係る第６条第２項の規定は適用しない。

附　則

この規則は、平成１６年６月２８日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

（実施期日）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　当該施行日に特任臨床医又は病院診療医として雇用された者のうち、当該施行日の前日に医員又は専門研修医として在職していた者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日において改正前の東京大学医学部附属病院特任臨床医、専門研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程第２条に定める専門研修医に係る専門的な臨床研修等に従事していた者については、改正後の同規程第８条及び第１１条を除き、なお従前の例によるものとする。

附　則

この規則は、平成３１年1月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年１月２７日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（雇用の上限年齢の経過措置）

２　令和６年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間において、第５条第３項及び第６条第２項中満６５歳とあるのは、同項の規定にかかわらず、次の表の第１欄に掲げる期間に応じて、第２欄の字句にとおり読み替える。

１．期間	２．読み替える字句
令和６年４月１日～令和７年３月３１日	満６１歳
令和７年４月１日～令和９年３月３１日	満６２歳
令和９年４月１日～令和１１年３月３１日	満６３歳
令和１１年４月１日～令和１３年３月３１日	満６４歳

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年３月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１　特任臨床医等（病院診療医を除く。）

勤務区分	勤務態様	勤務時間	休憩時間
A勤務 (7 時間 45 分)	A0700 勤務	7:00～15:45	10:30～11:30
	A0730 勤務	7:30～16:15	11:00～12:00
	A0800 勤務	8:00～16:45	11:30～12:30
	A0830 勤務	8:30～17:15	12:00～13:00
	A0900 勤務	9:00～17:45	12:30～13:30
	A0930 勤務	9:30～18:15	13:00～14:00
	A1230 勤務	12:30～21:15	16:00～17:00
	A1300 勤務	13:00～21:45	16:30～17:30
	A1330 勤務	13:30～22:15	17:00～18:00
	A1400 勤務	14:00～22:45	17:30～18:30
	A1430 勤務	14:30～23:15	18:00～19:00
	A1500 勤務	15:00～23:45	18:30～19:30
	A1700 勤務	17:00～翌日 1:45	20:30～21:30
	A2200 勤務	22:00～翌日 6:45	1:30～2:30
	A2345 勤務	23:45～翌日 8:30	3:15～4:15
B勤務 (11 時間 45 分)	B0700 勤務	7:00～20:00	11:00～11:45
			15:30～16:00
	B0730 勤務	7:30～20:30	11:30～12:15
			16:00～16:30
	B0800 勤務	8:00～21:00	12:00～12:45
			16:30～17:00
	B0830 勤務	8:30～21:30	12:30～13:15
			17:00～17:30

	B0900 勤務	9:00～22:00	13:00～13:45
			17:30～18:00
	B0930 勤務	9:30～22:30	13:30～14:15
			18:00～18:30
	B2000 勤務	20:00～翌日 9:00	0:00～0:45
			4:30～5:00
C勤務 (15 時間 30 分)	C1500 勤務	15:00～翌日 8:30	19:00～20:00
			1:00～2:00
	C1630 勤務	16:30～翌日 10:00	20:30～21:30
			2:30～3:30
	C1700 勤務	17:00～翌日 10:30	21:00～22:00
			3:00～4:00
	C1930 勤務	19:30～翌日 13:00	23:30～0:30
			5:30～6:30
D勤務 (3 時間 45 分)	D0700 勤務	7:00～10:45	－
	D0730 勤務	7:30～11:15	－
	D0800 勤務	8:00～11:45	－
	D0815 勤務	8:15～12:00	－
	D0830 勤務	8:30～12:15	－
	D0900 勤務	9:00～12:45	－
	D1300 勤務	13:00～16:45	－
	D1315 勤務	13:15～17:00	－
	D1330 勤務	13:30～17:15	－
	D1400 勤務	14:00～17:45	－
	D1430 勤務	14:30～18:15	－
E勤務 (4 時間)	E0700 勤務	7:00～11:00	－
	E0730 勤務	7:30～11:30	－
	E0800 勤務	8:00～12:00	－
	E0815 勤務	8:15～12:15	－
	E0830 勤務	8:30～12:30	－
	E0900 勤務	9:00～13:00	－
	E1300 勤務	13:00～17:00	－
	E1315 勤務	13:15～17:15	－
	E1330 勤務	13:30～17:30	－
	E1400 勤務	14:00～18:00	－
	E1430 勤務	14:30～18:30	－
F勤務 (7 時間 45 分)	F0700 勤務	7:00～10:45	－
		18:00～22:00	
	F0730 勤務	7:30～11:15	－
		18:00～22:00	
	F0800 勤務	8:00～11:45	－
		18:00～22:00	

	F0830 勤務	8:30～12:15 18:00～22:00	―
G勤務 (11 時間 45 分)	G0700 勤務	7:00～19:45	11:00～11:45 15:30～16:00
	G0730 勤務	7:30～20:15	11:30～12:15 16:00～16:30
	G0800 勤務	8:00～20:45	12:00～12:45 16:30～17:00
	G0830 勤務	8:30～21:15	12:30～13:15 17:00～17:30
	G0900 勤務	9:00～21:45	13:00～13:45 17:30～18:00
	G0930 勤務	9:30～22:15	13:30～14:15 18:00～18:30
	G2000 勤務	20:00～翌日 8:45	0:00～0:45 4:30～5:00
H勤務 (23 時間 15 分)	H0700 勤務	7:00～翌日 9:00	11:00～11:45 18:00～19:00 1:30～2:30
	H0730 勤務	7:30～翌日 9:30	11:30～12:15 18:30～19:30 2:00～3:00
	H0800 勤務	8:00～翌日 10:00	12:00～12:45 19:00～20:00 2:30～3:30
	H0830 勤務	8:30～翌日 10:30	12:30～13:15 19:30～20:30 3:00～4:00
	H0900 勤務	9:00～翌日 11:00	13:00～13:45 20:00～21:00 3:30～4:30
	H0930 勤務	9:30～翌日 11:30	13:30～14:15 20:30～21:30 4:00～5:00

備考　１　休憩時間を４５分とする特任臨床医等（病院診療医を除く。）にあっては、終業及び休憩の時刻をそれぞれ１５分繰り上げた時刻とする。

２　この表の勤務区分欄に定めのない勤務時間及び休憩時間について、業務上の理由により特に勤務を命ずる必要がある場合においては、あらかじめ病院長の承認を得て勤務させることができる。

東京大学病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医
及び臨床研修医就業規程「別に定めるもの」

東京大学病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程第１０条に定める基本給の額等は、令和８年１０月１日以降、次のとおりとする。

（基本給の決定）

第１０条関係

第１０条の規定による基本給額は、その者の職種及び勤務態様に応じ、下表に定める額とする。

特任臨床医等基本給表　　（令和７年４月１日～）

職　　種	基本給額
特任臨床医	１，８２０円（時給）
専攻研修医	１，８２０円（時給）
病院診療医	１，６６０円（時給）
臨床研修医（２年目）	１，６２０円（時給）
臨床研修医（１年目）	１，５６０円（時給）

（宿・日直手当）

第１７条関係

宿・日直手当の額は、当直勤務１回につき、当直勤務の区分に応じて下表に定める額とする。

当直勤務の区分	手　当　額
特任臨床医等（臨床研修医を除く。）　当直勤務	２２，５００円
臨床研修医　当直勤務	７，０００円

（麻酔手当）

第１７条の３関係　麻酔手当は、麻酔業務の従事回数及び従事時間数、業務の緊急性及び難易度その他の業務負荷を病院長が総合的に考慮の上、下表の月額に定めるところにより決定する。

麻酔手当の月額	
２０，０００円から１６０，０００円まで	２０，０００円単位で支給する。